

流動性に係る健全性を判断 するための基準に係る事項

I. 流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項 …	118
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項 ……………	118
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項 ……………	118
II. 流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における流動性カバレッジ比率の変動に関する事項 …	119
2. 流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項 ……………	119
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項 ……………	119
4. その他流動性カバレッジ比率に関する事項 ……………	119
III. 流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	
1. 連結流動性カバレッジ比率 ……………	120
2. 単体流動性カバレッジ比率 ……………	121
IV. 安定調達比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における安定調達比率の変動に関する事項 ……………	122
2. 流動性比率告示第101条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨 …	122
3. 安定調達比率の水準の評価に関する事項 ……………	122
V. 安定調達比率に関する定量的開示事項	
1. 連結安定調達比率 ……………	123
2. 単体安定調達比率 ……………	124

銀行法施行規則（1982年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号ホ等の規定に基づき、経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項（2015年金融庁告示第7号）に基づく開示。

流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項

I. 流動性リスク管理に係る開示事項

1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

流動性リスクについては、資金繰り管理部署を定め、海外支店を含めて日次、週次、月次などの資金繰りを厳格に管理しております。毎月開催されるALM・収益管理委員会において、資金繰りの状況、運用・調達バランス、金利動向などを把握・分析し、円滑な資金繰りが行えるよう万全を期しております。

2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

当行では、資金調達の過度な集中を防ぐことを目的として、先行き一週間程度の短期間で必要となる資金調達額に一定の限度枠を設けて日々管理しております。

危機時の資金繰りを担保するため、短期間で資金化が可能な資産を確保しておく必要があることから、一週間以内に資金化可能な資産を「流動性準備」として管理しております。

「流動性準備」については、流動性ストレスを想定し一定の預金が出た場合に必要となる調達額を賄うことができるかどうかを確認するストレステストを半期ごとに実施することにより、十分性を確認しております。ストレステスト結果については、ALM・収益管理委員会、常務会へ報告しております。

3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項

市場環境や当行の運用調達状況に大きな変動が生じていないかどうかを日々モニタリングすることにより、流動性リスクの顕現化の兆候を察知する態勢としております。

また、万が一、当行の資金繰りに不測の事態が生じた場合に備え、「危機管理計画」（コンティンジェンシープラン）を策定し、さまざまなケースに対応できる態勢を整備するなど万全を期しております。